

になつていた。兵士に差点されたものは一〇番に分かれ、各番が十日ずつ軍団に上番することになつていた。年に三十日余の勤務ということになる。

の一部と考えられる。

本木簡は、「毎二斗七升遣二斗三升」と支出残高を記している点から類推すると、公糧支給に関するものかと考えられる。その場合、払田柵木簡を参照すると、酒世らの二斗四升四合は、日糧八合とすれば三〇・五日分、中津子の二斗八升は三十五日分となる。これらの公糧額は、ほぼ兵士一年分(約三十日勤務)の番上糧に相当するといえよう。

第三号木簡

上端および右側面は原状、左側面と下端欠損。裏面文字なし。

「七月一日始十日□」は、七月一日から十日までの十日間分の公糧の支給または請求を意味しているものと考えられる。第二号木簡と同様に公糧などの支給または請求木簡かと推測できる。

《まとめ》

一、第一号は上の役所から下の役所に宛てた命令書。命令内容は不明であるが年代が明記されている貴重な木簡である。年紀「仁壽參年六月三日」の仁壽參(三)年は八五三年。年号を記した木簡は、山形県内では川西町の道伝遺跡木簡「寛平八年(八九六)」につぐ二例目の発見。

二、第二号に記された一人ひとりの量目(二斗八升、二斗四升四合)は、古代の役所が兵士に支給した一日の食料・米八合(現量三合一勺、〇・五六七ℓ)とすれば、ほぼ三十日分に相当する。おそらく、兵士は一年間、十日ずつ三回に分けてだいたい三十日勤務したので、その食料かと考えられる。

三、第三号も、第二号と同じ食料の支給または請求のことを記した木簡で、十日間単位に支給または請求となつている。

四、これらの木簡から判断すると、この遺跡は当時の役所(その性格は不明)

「今塚遺跡出土木簡の解説」

国立歴史民俗博物館 平川南

そして年代が明確に「仁寿三年（八五三）六月三日」と解読できた点、極めて貴重な史料の発見と言える。

第二号木簡

上・下端欠損。片面は天・地両方向から記載しているが、文字の重なりはみられない。墨痕は濃淡の差が著しいが、これは遺存状況によるのではなく、天方向（正位）をまず濃い墨で記し、その後に薄い墨で、地の方向（倒位）から記載したと判断できる。内容も加味するならば、一連の記載とみておくことができよう。

【記載様式】「…奉行 職名十人名
年 月 日」

この記載様式から判断すると、書式は「公式令」の符式が合致する。つまり、符は所管の上級官司から被管官司に対して発せられる下達文書で、上申文書としての解に対するものである。「(符到)奉行」は符の実施を命ずる書止め文言、

（位 署）

また、本文書は「職名十人名」となっている。解や移は位署がいずれも年月日
年月日

の下および次行であるのに対し、下達文書の符では年月日の前に加署されるのである。「□部『人雄』」の『人雄』の部分は筆が異なり、自署（サイン）と判断できる。

内容は公糧の請求文書かと考えられる。出羽国の兵士は一団一千人である。

兵士は令制の建前では食糧自弁とされたが、『三代実録』元慶五年（八八一）三月二十六日条によれば、元慶四年以前に出羽国二城（秋田城・雄勝城）の兵士一千人は日八合の番上糧を支給されていたことがわかる。この木簡は兵士十人火=一〇〇人とすれば、人別二升八合八勺、日数にして三・六日分の請求額となる。

第三号木簡〔秋田県払田柵跡調査事務所「払田柵I 政厅跡」一九八五年〕

・ □ 一斗八升一合
・ □ 十火 大糧二石八斗八升

「仁壽」は八五一年（仁壽元年）～八五四年（仁壽四年＝斉衡元年）までの年号で、「仁壽參年」（仁壽三年）は西暦八五三年である。なお、本木簡の年号の記載のしかた「仁壽參年六月三日」のように、大字（參）と小字（六、三）を混用する例は、しばしば古代の文書にみえる。

本木簡は、文書内容を知ることができないが、文書の書式が符式である点、

軍防令兵士簡点条によると、兵士は同戸のうち三丁^ノとに一丁をあてること